

大阪広域環境施設組合条例第16号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の185」を「100分の195」に、「100分の225」を「100分の235」に改め、同条第5項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第5条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の235」を「100分の230」に改め、同条第5項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、令和元年12月1日から適用し、改正後の条例第5条の規定は、令和元年12月14日から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。